

随 意 契 約 理 由 書

工 事 名 称 二級河川 松尾川緊急河川災害応急復旧工事（松尾川大橋上流左岸）

随意契約理由

本工事は令和2年10月7日から10日にかけての降雨の際、二級河川 松尾川において発生した護岸等崩壊の応急復旧工事を行うものである。

当該箇所は護岸等崩落により河積阻害されており、被害拡大を防止するため、早急に崩落した構造物の撤去を行い、安全を確保する必要がある。よって直ちに発注する必要がある「特に急迫を要する緊急の工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。

なお、業者選定にあたっては、災害時等施工能力事前審査の登録業者であり、「大津川外 河川施設維持修繕工事（単価契約）」の受注者である、藤原土木株式会社に本工事の発注を行うこととする。

また、財務規則第62条及び同運用第62条関係第2項第10号により比較見積書を省略する。